

佐世保市住宅新築・購入助成金のご案内

県外からの移住に伴い住宅を新築もしくは購入される方には経費の一部を支援します！

佐世保市にU Iターンする契機に、自分の家を新築するぞ！！

そのような時には、住宅新築・購入助成金を利用しよう！



事業の目的

県外から佐世保市への移住定住を促進することを目的として、住宅の新築、若しくは、購入して佐世保市に移住しようとする者に対し、予算の範囲内において佐世保市住宅新築・購入事業助成金（以下「助成金」という。）を交付します。

※住宅とは、自己の居住の用に供する建築物をいいます。

助成額

住宅新築・購入助成金は、1世帯につき1回限り交付され、住宅新築又は購入の着手前に事前申請が必要です。

○助成額：助成対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付します。

○限度額

- ①佐世保市本土への移住者 300,000円
- ②佐世保市本土への移住者で中学生以下の子供のいる世帯 500,000円
- ③佐世保市離島（宇久島、寺島、黒島、高島）への移住者 500,000円
- ④佐世保市の離島（宇久島、寺島、黒島、高島）への移住者で中学生以下の子供のいる世帯 700,000円

助成対象者

助成金の交付対象者は、自ら居住する目的で、住宅を新築、若しくは購入する者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

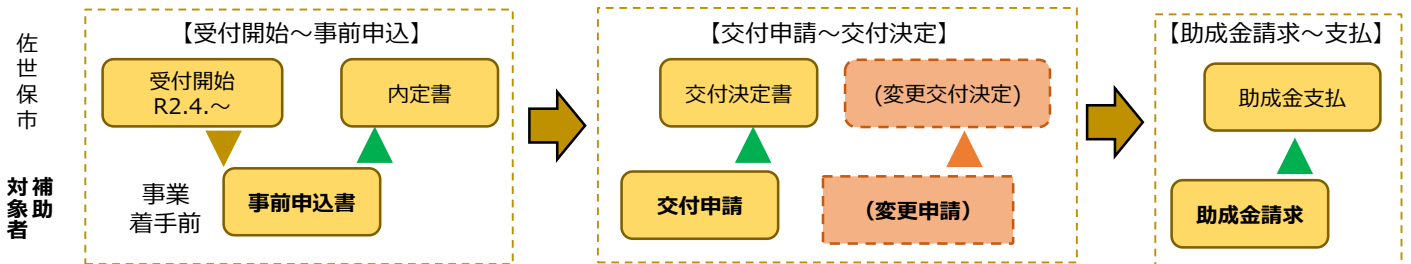
- ①市町村税の滞納がないこと。
- ②住宅を購入する場合は、所有者と3親等以内の親族関係にないこと。
- ③暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- ④事業完了後、5年間当該住宅に定住すること。
- ⑤その属する世帯が、町内会に加入すること。
- ⑥国、県又は市の制度による他の補助金を受けた住宅は、補助対象としない。

施工業者は、佐世保市内に本店、支店、事業所等を有する法人、又は市内に住所を有する個人に限る。

※ その他、要件がございます。お気軽にお尋ねください



申請から補助金支払までの流れ



※ 不明な点、詳細の確認については以下の【お問い合わせ】にご連絡ください。

【お問い合わせ】 佐世保市 企画部 させぼ移住サポートプラザ
 TEL：0956-25-9251 FAX：0956-25-3311
 E-Mail：uji-turn@city.sasebo.lg.jp

